

# 議案第30号

富田林市教育委員会規則第 号

富田林市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

富田林市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和50年富田林市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表中

「

教育総務課	総務係、施設係、環境整備係
-------	---------------

」

を

「

教育総務課	総務係、施設係、環境整備第1係、 環境整備第2係
-------	-----------------------------

」

に改める。

第7条中環境整備係の項を環境整備第1係、環境整備第2係の項とする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

富田林市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和50年富田林市教育委員会規則第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（部、室、課及び係の設置）</p> <p>第1条（略）</p> <p>【別記 参照】</p> <p>2（略）</p> <p>（事務分掌）</p> <p>第7条（略）</p> <p>（中略）</p> <p><u>環境整備係</u></p> <p>（後略）</p>	<p>（部、室、課及び係の設置）</p> <p>第1条（略）</p> <p>【別記 参照】</p> <p>2（略）</p> <p>（事務分掌）</p> <p>第7条（略）</p> <p>（中略）</p> <p><u>環境整備第1係、環境整備第2係</u></p> <p>（後略）</p>

【別記】

現行

部	室	課	係
教育総務部		教育総務課	総務係、施設係、 <u>環境整備係</u>
（後略）			

改正後（案）

部	室	課	係
教育総務部		教育総務課	総務係、施設係、 <u>環境整備第1係、環境整備第2係</u>
（後略）			